

報告第2号

議会の委任による専決処分の報告について（三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和6年3月7日

三朝町長 松浦弘幸

専決第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和6年2月15日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 老人等 次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 老人等 次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、

又は受けることが困難であると認められる者を除く。

ア～キ 略

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 略

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(4)～(6) 略

(入居者の選考)

第9条 略

2・3 略

4 町長は、第1項に規定する者のうち次に掲げるものについては、前2項の規定にかかわらず、町長が指定した町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(10) 略

(11) 配偶者暴力防止等法第10条各項又は第10条の2の規定による命令を受けている者から暴力を受けた配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている者（一時保護を受けた者を含む。）

(12) 略

又は受けることが困難であると認められる者を除く。

ア～キ 略

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 略

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(4)～(6) 略

(入居者の選考)

第9条 略

2・3 略

4 町長は、第1項に規定する者のうち次に掲げるものについては、前2項の規定にかかわらず、町長が指定した町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(10) 略

(11) 配偶者暴力防止等法第10条各項の規定による命令を受けている者から暴力を受けた配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている者（一時保護を受けた者を含む。）

(12) 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。